

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。

※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。

2. かけ流しを絶対になくし、 **用水の節約に努めましょう**

3. 適正な水門、堰板の管理を **しましょう**

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

登録氏名等における 一部漢字表記の変更について

これまで、賦課通知書に使用する組合員様の氏名に JIS 規格外の文字が含まれる場合には、規格のない独自の文字（外字）を作成し対応していましたが、システム変更に伴い、外字の取り扱いを終了させていただくことといたしました。

現在、氏名に外字が含まれている組合員様につきましては、類似文字への変換もしくはカタカナ表記等に置き換えさせていただきます。

売買・転用した場合は、 届出を忘れずをお願いします！

（詳細は、6ページをご覧ください）

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてまいりますので、ご注意ください。

毎年4月1日現在で賦課金が発生します。届出は、毎年3月31日までにお願いします。

届出用紙が必要な場合は、ご連絡ください。

相続登記の申請が義務化されました

- ・相続等によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ・正当な理由がなく義務違反した場合 10万円以下の過料の適用対象となりますので、ご注意ください。



皆様のご協力をお願いします！

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。

お
く
や
み

ここに生前のご功績に対し深甚なる敬意と感謝を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

前理事長（第六代） 木 村 實 様 令和8年2月ご逝去
（理事長在任期間：平成25年12月～令和7年12月）

総代（館林市地区） 三 田 庄一郎 様 令和7年10月ご逝去